



涌谷町

農業委員会だより



農業委員会会長の

あいさつ



7月20日(月)に、涌谷町農業委員会は新体制となりました。

5年前の法改正から二度目の改選です。総勢23人(農業委員11人、農地利用最適化推進委員12人)です。

現在の農業情勢の中で委員会に求められるものは、改正法の中に示された農地利用の最適化です。その内容は農地の集積集約・遊休農地解消、そして、新規就農の促進です。新しい涌谷町農業委員会はこの目的を達成する「最適」な委員会として

発足したと思います。女性委員が2人から3人に、現役バリバリの若手委員、そして農業外のことにも卓越した識見を持っている委員など多士済々です。もちろん熟達のベテラン委員が中心となって盛り上げていただけることでしょう。

私たちは農業の健全な発展に寄与することによって最終目標は涌谷町に住む人々が健康な食べ物と和やかな笑顔のある町づくりにあると考えています。町民皆様のこれまで通りの御協力を切に願います。



農業者年金

～農家の皆さんに
たくさんのメリットがあります～
年金額の試算などはお気軽に農業委員会に相談ください

農業者年金に
加入できる人

1

国民年金
第1号被保険者
国民年金保険料納付
免除者を除きます

2

年間60日以上
農業に従事して
いる

3

60歳未満の人

【特徴1】 保険料は月額2万円～6万7千円の間(千円単位)でいつでも変更できます。

【特徴2】 終身年金で、80歳前に亡くなられた場合は、80歳までに受け取るはずであった年金額が死亡一時金として支給されます。

【特徴3】 確定拠出型年金(積み立てた保険料と運用益で年金額が決定)であり、少子高齢化が進んでも安定性は損なわれません。

【特徴4】 支払った保険料は全額社会保険料の控除対象です。

保険料控除分の節税額(所得税・住民税)

課税対象所得	税率	保険料月額 2万円の場合	保険料月額 6万7千円の場合
195万円以下	15%	3万6千円	12万600円
195万円超 330万円以下	20%	4万8千円	16万800円
330万円超 695万円以下	30%	7万2千円	24万1,200円



新たな農業委員・農地利用最適化推進委員

～農地に関するお困りごとは、私たちにご相談ください～

(任期：令和2年7月20日～令和5年7月19日)



吉住区 黒澤長一



2の1区 高成貫治



小里区 大友利明



大谷地区 白幡利政



9の3区 渋谷ミホ



下町区 日野善勝



黄金区 佐々木弘美



11区 手嶋一郎



大谷地区 及川ふじ子



3区 氏家靖裕



2の1区 佐々木稔



岸ヶ森区 畑岡茂



9の2区 湯浅輝樹



下小塚区 菅原正博



上郡2区 渋谷克巳



上郡2区 佐々木大輔



9の3区 水越豊蔵



11区 佐藤義昭



猪岡区 大川昌秋



大谷地区 渡辺温



小里区 木村良明



長根区 千葉治



下小塚区 勝又正徳



農地パトロール(利用状況調査)を実施します

8月28日(金)から9月30日(水)まで管内全域の農地

を適切に利用しているか調査します。調査後は結果を踏まえて遊休農地の解消や違反転用の防止に取り組みます。

農地転用は許可制です

食料供給の基盤である優良農地の確保のため、農地の転用(宅地や太陽光発電施設用地など耕作以外の目的で利用すること)は許可制です。

許可なく転用した場合や事業計画通りに転用していない場合は、工事の中止や現状回復などの命令がなされる場合があります。これに従わない場合は、罰則の適用もあります。

【罰則】3年以下の懲役または300万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金

遊休農地は放置しておく

法的措置がとられます(農地法第32条、44条)

【法的措置の主な流れ】

①農地パトロールで遊休農地などと判断された農地の耕作者に対して今後の意向を調査

・自ら耕作する

・農地中間管理機構に貸し付ける

・農地利用集積円滑化事業で受け手を探す など

②6カ月後も本人が①の意向通りに対応しない場合や

①の調査に回答しない場合、農業振興地域内にある農地

中間管理機構と協議するよう勧告します。勧告されると

固定資産税が上がります。③勧告後、2カ月が経過しても協議が整わない場合、

県知事の裁定・公告により、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する場合があります。



農地中間管理機構を活用しましょう

活用しましょう

受け手
担い手



機構から
借り受け

市町村が計画を策定し、県が計画を公告。

農地中間管理事業の仕組み

農地中間管理機構(農地集積バンク)



- ①出し手から農地を借り受け
- ②場合により簡易条件整備などを実施(出し手・受け手の負担を伴います)
- ③受け手(認定農業者など)への農地集積に配慮し貸付

出し手

市町村・農業委員会
JAなどに相談
機構に貸し付け

貸し付けには条件があります。詳しくは、お問い合わせください。



農地を貸し出す場合(出し手)のステップ



「農地を貸したい」旨を申し出する

機構による貸付希望者(出し手)リストの作成

機構(市町村・JAなどの委託先)と貸付希望者の交渉(期間・賃借料など) ①

機構と貸付希望者の契約を締結

(①)貸付期間や賃借料などの諸条件を相談し契約します。機構に賃借にかかわる権利が移動します。

農地を借りる場合(受け手・担い手)のステップ



機構による借受希望者(受け手)募集への応募

機構による借受希望者リストの公表

機構(市町村・JAなどの委託先)が事業規定(貸付先決定ルール)に基づき受け手を選定

機構と借受希望者との交渉 ②

市町村が農地利用配分計画(案)を作成

機構が農用地利用配分計画を決定後、県が公告(農地の権利移動) ③

(②)機構と期間や賃借料などの諸条件を相談します。
(③)農地の賃借が記載された農用地利用配分計画が公表されると、借受希望者に農地賃借にかかわる権利が移動します。

農業委員会だより 編集後記

これまで年2回発行してまいりました「農業委員会だより」を今回から8月は「広報わくや」に紙面掲載し、3月は単独発行することとなりました。

今後とも、広報部会から農業委員会の活動内容などを町民の皆さまに見やすい、読みやすい、分かりやすい内容を心がけて進めてまいりたいと思います。

前広報部会長

高橋 均

涌谷町農業委員会だより
第20号(令和2年8月発行)

発行：涌谷町農業委員会
〒987-0192
涌谷町字新町裏153-2
☎ 0229-43-2120
FAX 0229-43-3313



農業委員会からのお知らせ

～こんなときは農業委員会へ！～

- 農地を売りたい、貸したい
- 農地に建物を建てたい
- 就農したい
- 認定農業者になりたい
- 耕作のため盛土、切土したい
- 農地の山林などに地目変更したい

など



農家相談

毎月5日頃に農家相談を開催しています。

- 場所：涌谷町役場本庁舎まちづくり会議室
- 時間：9時～10時30分

- 令和2年8月5日(水)
- 令和2年9月7日(月)
- 令和2年10月5日(月)
- 令和2年11月5日(木)
- 令和2年12月7日(月)
- 令和3年1月5日(火)
- 令和3年2月5日(金)
- 令和3年3月5日(金)



涌谷町貸借料情報

平成31年1月から令和元年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10アール当たり)は、次のとおりです。

	締結(公告) された地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
田(水稲の部)	西地区	10,200円	17,000円	5,000円	573筆
	東地区	13,100円	15,000円	9,200円	60筆
	麓岳地区	14,900円	20,000円	5,000円	434筆
	(参考)涌谷町平均	12,300円	—	—	1,067筆
畑	涌谷町平均	6,900円	10,000円	3,000円	18筆

データ数は集計に用いた筆数です。金額は全筆集計結果を基に四捨五入し100円単位としています。

黄金人

白幡 弘征さん

（株式会社アグリム代表取締役）



自分がやらなきゃ誰がやる

大谷地区の農家の三代目として、中学生の頃には家業の農業の跡を継ぐことを意識していた白幡弘征さん。幼稚園児だった頃から両親とともに農地に繰り出し、トラクターやコンバインに乗り込むなどし、農業の手伝いをしていました。「当時は畑を耕すトラクターなど機械そのものが好きだったので、農業がおもしろいと感じていました」と振り返ります。その後、小牛田農林高等学校農業科を経て、名取市にある宮城県農業実践大学校に進学。当時栽培していた菊について高校時代から園芸栽培について学び始め、大学校では2年間にわたり専門的に習得。

しかし、大学校を卒業してまもなく、中国からの菊の輸入が解禁され、採算がとれなくなったため、菊の栽培を中止しました。時を同じくして、涌谷町でもち病などの防除用ラジコンヘリコプターを導入することになり、その操縦士になることで、「少しでも家の収入につなげよう」と応募。大勢からの選考を通過して涌谷町として第1号の防除用ラジコンヘリコプターの操縦士となりました。現在では、涌谷町防除協議会の他、民間企業からの請負や個人で涌谷町内のみならず、千葉県や秋田県に出張し年間1200町歩もの防除や追肥をこなしています。

一方で、農業生産では、就農当初、4町歩ほどだった水稻の作付面積が、現在では10町歩に、さらに大豆6.5町歩・大麦15町歩・はと麦1町5反と拡大しています。「かつて、地域の高齢化・担い手不足が進む中、効率化をはかるため営農組合が立ち上がり、父をはじめとした組合員が農地の受け手でしたが、組合の法人化ができなかったことで、うちがその受け皿となり、地域の皆さんから信頼される父に依頼が集まり生産面積が増えてきました」。そういった状況を受けて、平成30年には株式会社アグリムを設立。「元々ヘリコプターメインの法人にするつもりでしたが、農地・生産もいずれ自分が管理することになるので、自分が代表に就きました。地域のためになるの

であれば、求めるものは拒まないようにしたい」。頼まれごとが好きだと言いつつも根底には、「自分がやらなければいけない」という信念を持ちます。弘征さんにとって大き過ぎる存在と話す父の利政さんは、「朝早かったり、遠くに出張したりしているが、これからも無理なく怪我なく頑張っていってほしい」と息子の働きぶりに信頼を寄せます。「生産の規模を拡大していき、今までやったことがない技術に挑戦してみたい」と将来を見据えながら、実直に利政さんの経験を基にした農作業の日々を日誌につけ覚える日々。利政さんとともに弘征さんが、親子二人三脚で今後も大谷地区の農業の一翼を担っていきます。

今号は、農業委員会だより「認定農業者ガンバってます！」との共同掲載です。



広報わくや

令和2年8月1日

通算781号

【編集・発行】

涌谷町 企画財政課

企画班

〒987-0192

宮城県遠田郡涌谷町字新町裏153番地2

TEL 0229-43-2112

FAX 0229-43-2693

E-mail gr-kikaku@town.wakuyamiyagi.jp

URL http://www.town.wakuyamiyagi.jp

【印刷】

株式会社印刷所